


# 反論書

審査庁（総務課長） 殿

審査請求人  
井原勝介 

3月12日付けの岩国市長の弁明書（平29抛整第489号）には、行政執行の基本的あり方や法令の解釈・適用に関する重大な誤りがあるので、以下反論する。

## 第1 行政執行の基本的あり方について

（1）自治体が市民の権利利益に関わる協定や契約などを外部機関と締結する行為は、自治体としての重要な意思決定であり、執行機関たる行政が単独でできることではなく、意思決定機関である議会の承認が必要と考えるべきである。今回の協定には、愛宕山運動施設の共同使用に関する諸条件とともに、憲法上疑義のある政治的活動の禁止など市民の権利を一部制限する内容なども含まれているにも拘らず、自治体の意思決定に関する法的な手続きが一切とられておらず、行政の明らかな権限濫用である。単なる文書の情報公開以前の問題として、早急に、今回締結された協定の内容が記載されている本件文書を議会及び市民に公開し、行政としての説明責任を果たすべきである。

（2）本件文書の概要版が公開され、愛宕スポーツコンプレックス管理条例制定の根拠とされている。しかし、概要はあくまで概要であり、本件文書の内容が漏れなく記載されているのかなどその正確性について裏付けも担保もない。そうした何の法的効果も持たない一片の資料を唯一の根拠として、管理条例を制定し都市公園として市民の利用に供することは、行政の適正な執行という観点から重大な問題がある。早急に本件文書を議会及び市民に公開し、行政としての説明責任を果たすべきである。

## 第2 法令の解釈・適用について

弁明書の非開示の理由は、要すれば、本件文書に双方の合意なしの公開を禁ずる規定があり、それに反する行為をすれば信頼関係を損ねるといふもののようである。確かにそうかもしれないが、翻って考えれば、どんな情報でも予め合意しておけば情報公開の対象から除外されるというのだろうか。どこにそうした法的根拠があるのだろうか。

行政は法令に基づき厳正に執行されるべきものであり、解釈・適用に当たっては、個々の条文の字面にとらわれ形式的に判断するのではなく、その趣旨を踏まえて適正に行う必要がある。弁明書には、岩国市情報公開条例（以下「条例」という。）の解釈・適用に関する重大な誤りがある。

### （1）非開示情報への複数該当について

弁明書では、本件文書が条例第7条の非開示情報の複数に該当するとしているが、法令の規定は原則として重複しないように整理されており、一つの情報が同時に複数の非開示情報に該当することはないと考えるべきである。第7条についても、第1号から第7号までにおいて、対象となる情報をその内容や性質により分類し、それぞれに応じて非開示情報とすべき理由が具体的かつ限定的に規定されている。従って、弁明書において、本件文書が第6号柱書き及びイ並びに第7号に該当するとするのは、条例の解釈を誤るものであ

り、逆に言えば、本件文書が非開示情報の一に該当するという根拠が薄弱なことを裏付けている。

#### (2) 相手方の同意について

弁明書では、「当事者間の合意なしに公表してはならない」という本件文書の規定と、「開示に反対する」旨の米軍及び国からの回答を根拠として、開示すれば信頼関係を損ねる（条例第7条第7号）、あるいは今後の事務、事業の遂行に支障を生じる（条例第7条第6号柱書き及びイ）としている。

しかし、第7条に相手方の同意を要件とする規定は存在しない。各号の条文の趣旨に即し非開示情報に該当する実質的な理由の存否について、岩国市が主体的かつ具体的に判断する必要がある。しかし、非開示決定書及び弁明書においては、そうした具体的、合理的な説明が一切なされておらず、当事者の反対のみを根拠として、開示した場合には信頼関係を損ねると結論づけており、条例解釈の明らかな誤りである。

条例第15条第1項は、そもそも、対象となる公文書に第三者に関する情報が存在する場合に任意的に意見書を提出する機会を与えることができるとするもので、第三者から対象公文書の開示に反対の意見書が提出されたからといって、それを根拠に非開示とすることはできない。

なお、岩国市によれば、すでに公表されている概要版は本件文書の内容をほとんど網羅しているとされているが、そうだとすれば、本件文書の開示又は部分開示を行ったとしても、米軍の運用等に大きな影響を与えるとは考えられない。従って、米軍及び国の意見書における「開示に合意できない」とする理由はいずれも説得力に欠ける。

仮に、本件文書の開示等を行った場合に米軍の運用等に大きな支障が生じるとすれば、本件文書には記載されているものの概要版には掲載されていない重要な内容が存在するのではないかとの疑念が生じる。

#### (3) 第7条第6号の解釈について

第6号は「事務又は事業の性質上、適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされており、監査や検査、契約や争訟、人事管理など、本来その過程を公にすることによりかえってその事務の適正かつ効率的な執行に支障をきたすおそれがある特殊な性質を有する事務、事業が対象となるものである。従って、本件のような都市公園の共同使用という一般事務にまで本号柱書きを適用することは、条例解釈の明らかな誤りである。

岩国市の情報公開の手引（以下「手引」という。）によれば、第6号イについては、用地買収の単価や訴訟に関する市の対処方針などを事前に開示することが具体例をして挙げられていることを見れば明らかであるが、契約や争訟など相手方とのやり取りの途中で事前に関連情報を開示すれば当事者を不利な状況に追い込む場合があることを想定したものである。従って、協議の相手方である米軍の同意などという概念が入り込む余地はないし、本件文書のようにすでに確定した情報は、本号イの非開示情報には該当しないと考えるべきである。

#### (4) 第7条第7号の解釈について

第7号では「外部との協議、依頼等により実施機関の職員が作成又は取得した情報」が対象とされており、具体的には、協議等の過程で職員により作成された記録や関連資料などがこれに該当すると考えられる。本件文書のように、外部機関との法律関係に関する確定した文書は、そもそもここで言う「職員が作成又は取得した情報」には該当しないことは明らかである。

手引において本号に該当する情報の具体例が例示されているが、そこには本件協定書のような確定文書に関する記載はもちろんない。「その他信頼関係が著しく損なわれるおそれがある情報」という一般的な項目があるが、これを適用するためには、当然のことなが

らより一層具体的な説明が求められる。手引においても、拡大解釈をしないよう留意すべきとされている。

しかしながら、弁明書では「開示に合意できない」旨の米軍及び国の意向等を根拠とするのみで、何ら岩国市の主体的かつ具体的な判断が示されていない。単に相手方の同意が得られないというだけでは、本号に該当する理由にならないことは明らかである。

#### (5) 契約の履行について

弁明書では「私法上の契約である本件文書において当事者の合意なくして公表してはならない旨規定されており、その契約条件を履行する義務がある」としている。

本件文書を私法上の契約とすれば、契約当事者にそれを履行する義務があることは当然である。しかし、一方で、条例第7条に、当事者の同意を要件とする規定は存在しない。条例に基づき非公開とするか否か行政が主体的に判断する必要があり、非公開を予め契約で定めたとしても、優先すべきは条例の規定であり契約ではない。

#### (6) 部分開示について

弁明書はやはり当事者の反対のみを理由として条例第8条の部分開示を否定しているが、同条にも相手方の同意を要件とする規定はない。また、情報の原則公開という趣旨に則って、公文書の一部に非開示情報があったとしても、それ以外の標題や確定した事実に関する部分などはできるだけ公開すべきである。従って、公文書の内容について非開示情報に該当するか否か個別に判断することなく、当事者の意向を理由として全部を一律に非開示とすることは、条例解釈の明らかな誤りである。

さらに、本件の場合、概要版が公開されており、岩国市によると、本件文書の内容をほぼ網羅しているとされている。そうであれば、本件文書のうち概要版に相当する部分を公開したとしても何の問題もないはずである。岩国市としての主体的な判断なくして、「米軍の手続き、運用等に支障が生じる」という米軍の意見のみを根拠として部分開示を拒否することは、条例の解釈を明らかに誤っている。

#### (7) 那覇地裁の判決について

弁明書において、「処分理由の補充」として昨年那覇地裁の判決が紹介されているが、共同使用の形態も大きく違い、協定の内容も必然的に異なるはずである。さらに、この訴訟は、現在控訴審で係争中であり、第一審の判旨を本件非開示の論拠とすることは時期尚早である。